

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払）から、障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。

これまで、障害基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の額が、児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

障害基礎年金以外の公的年金（遺族年金、老齢年金、遺族補償など）を受給している人は、改正後も取り扱いが変わらず、公的年金などの額が児童扶養手当より低い場合に、その差額を児童扶養手当として受給できます。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税的年金給付などが含まれます。

令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日（※）までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245



吉野川市防災備蓄センターが完成しました

吉野川市防災備蓄センター（山川町春日）が、1月26日に完成しました。

吉野川市防災備蓄センターは、防災資機材などの保管や、南海トラフ巨大地震などの災害が起こった際の支援物資の受け入れ、避難所などへ物資供給を行う地域内物資輸送拠点として利用します。

また、市消防団や自主防災組織の訓練などにも利用し、市民の防災意識向上に役立てます。



△地域内物資輸送拠点として整備された吉野川市防災備蓄センター（山川町春日）

おしえて!! 歯医者さん

第59回障がい者の歯科治療について

質問 6歳の息子の歯みがきができず困っております。少し発達障がいがあり、待合室や診療室で騒いだり暴れてしまったり他の患者さんに迷惑がかけられないかと心配で受診しにくいです。どこに相談すればいいでしょうか？

回答 さぞお困りのこと存じます。息子さんは乳歯から永久歯に生えかわる時期になり切りますので、歯みがきは非常に大切です。生えてきたばかりの永久歯は特にむし歯になりやすいので注意が必要です。

徳島県歯科医師会のホームページにて障がい者の方への診療対応について情報公開をおこなっております。受け入れ可能な障がいの程度や、診療設備の有無などが掲載されております。また、ご参考になさってください。日本障害者歯科学会の認定歯科医師や認定衛生士が在籍し、一般の歯科診療所では治療が困難な方を対象に、歯科診療所に問い合わせください。

徳島県歯科医師会HP
https://www.dta.or.jp

吉野川市歯科医師会
お口の質問を募集しています。下記までメールアドレスはFAXでお寄せください。

科診療および相談に応じています。

障がいのある方の治療としては、各々の障がいを理解し、保護者や介護者の方たちと十分な相互理解のもとに診療を行います。

治療中の姿勢を保つためにクッションなどを利用したり、安全のために、身体が不意に動き出さないようなコントロールを行ったりします。

笑気ガスや点滴注射などで少し眠ったような状態で治療を行う場合もあります。施設によっては全身麻酔で治療を行うこともあります。

各医院により対応不可能な治療もありますので、事前に問い合わせいただきますようお願いいたします。

お子様の健全な成長の一助になれば幸いです。

●お口の質問について(窓口)●
市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

市税等納期のお知らせ

令和3年度吉野川市税等の納期は次のとおりです。納期内の納付をお願いします。

納期	軽自動車税(種別割)	固定資産税	市・県民税	国民健康保険税
5月	1日～31日	1期		
	18日～31日			
6月	17日～30日		1期	
7月	1日～31日	2期		1期
8月	1日～31日			2期
9月	1日～30日		2期	3期
10月	1日～31日			4期
11月	1日～30日	3期		5期
12月	1日～25日		3期	
1月	1日～31日			6期

- 納期限が休日その他政令で定める日のときは、翌日が納期限となります。
 - 市税等の第1期の納期に1年分の「各期用納付書」をまとめてお送りします（国民健康保険税は、市税の賦課情報などを反映させるため、7月上旬から中旬にかけての発送となります）。
 - 各納期ごとに納付する方は、1年分の各期用納付書を大切に保管の上、金融機関窓口・コンビニエンスストア・市役所会計課および各支所（川島・山川・美郷）で納めてください。
 - 平成28年度から、固定資産税および市・県民税の全期用納付書はなくなりました。年額を一括に納付する方は、各期用の納付書をご利用ください。
 - 口座振替を利用して納税する方は、指定の口座から納期の末日に振り替えられます。なお、全期で登録している方は第1期の振替日に年額を一括して振り替えます。
 - スマートフォン決済アプリ（PayPay・LINE Pay 請求書払い）を利用して納税する場合は領収書、および軽自動車継続検査用の納税証明書は発行されません。必要な方は各納付窓口で納付してください。
- ※国民健康保険税が国保世帯主の年金から天引き（特別徴収）される部分および市・県民税が給与・年金から天引き（特別徴収）される部分は除きます。

●問い合わせ 軽自動車税(種別割)／固定資産税／市・県民税
税務課 ☎22-2215 FAX22-2247
国民健康保険税
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

軽自動車税(種別割)の減免

次の軽自動車等については、申請すると軽自動車税(種別割)が減免されます。

- ①心身などに障がいのある方が所有する軽自動車等
- ②本人運転の場合
- ③必要なもの 印鑑・運転免許証・車検証・身体障害者手帳等・通院証明書等・個人番号の分かる書類
- ※毎年申請が必要
- ②心身などに障がいのある方の家族が所有する軽自動車等、18歳未満、療育手帳等該当の方
- 必要なもの 家族運転の場合と同様。級別①②いずれの場合も障がい区分・級別の一定の条件を満たす場合で①のみ減免。
- ③身体障がい者等の利用のために構造が変更された軽自動車等(車いす移動車等)
- 必要なもの 印鑑・車検証・構造が確認できる写真等・個人番号の分かる書類

※令和3年度の減免申請期限は5月31日(月)です。期限以降は受け付けできません。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

弔電の送付を廃止します

亡くなられた市民の遺族の方へ、弔電を送付していましたが、5月から廃止します。死亡届などの手続きの際には、弔電に代わり弔意を伝える弔文を市役所窓口でお渡しします。

●問い合わせ 市長公室
☎22-2203 FAX22-2244